

傷病手当金を請求される方へ

三菱電機健康保険組合

下記の注意事項をよくお読みになってから請求してください。

支給条件 ※ 4項目すべてにあてはまる必要があります

1. 病気やケガにより療養していること(業務上または通勤途上中の事故による傷病は除く)
2. 仕事に就けないこと(労務不能であること)
3. 連続3日以上休んでいること(3日間待期を取り4日目から支給されます)
4. 給与が支払われていないこと(給与カットがあり、その金額が傷病手当金の額より少ない場合は差額が支給されます)

支給期間

支給開始日から1年6ヵ月で支給期間満了となります。1年6ヵ月を超えた期間については支給されません。

注意事項

1. 記入もれ・間違いがないか確認をしてから提出してください。(不備の場合、支給が遅れる場合があります)
 2. 療養を担当した医師等(※)に無理な証明をお願いしてはいけません。
 3. 療養を担当した医師等の証明は「証明日以前の期間」を取ってください。
(未来の証明は受付できませんので証明日までの支給となります)
- ※ 医師等: 医師、歯科医師、(症状によって)柔道整復師となります。

<障害年金・老齢年金等について>

- ・ 厚生年金保険の障害厚生(基礎)年金・障害手当金・老齢年金等を受給している場合は支給対象外となります。
ただし、障害年金等の額が傷病手当金の額より少ない場合は、差額が支給されます。
- ・ 障害年金等との差額支給がある場合は、日本年金機構発行の最新の●国民年金・厚生年金保険年金証書[改定通知書](写)
●年金振込通知書(写)を傷病手当金請求書に添付しご提出ください。(請求書とセットで最新のものを出してください)
- ・ 傷病手当金を請求しているときに、障害年金等の受給資格が発生した場合や金額が改定された場合は、すみやかに事業所健保窓口(任意継続者は健康保険組合)へご連絡ください。

■ 初めて請求される方(第一回目)

- ・ 第一回目の請求のみ待期を3日間取り、4日目からの支給となります。
(4日目以降も給与が支給されている場合は給与が不支給になった日からの支給となります)
- ・ 第一回目の請求は「労務不能になった始めの日から」の証明が必要です。
※「始めの日から」の証明でない場合は、3日間の待期により支給できない期間が発生する場合があります。

- 提出書類**
- ① 傷病手当金請求書 ※ 記入もれがないか確認してください
 - ② 傷病手当金請求に伴う状況報告書
 - 障害年金等を受給されている方は
 - ③ 年金証書[改定通知書](写)・年金振込通知書(写)

■ 二回目以降、請求される方

- ・ 傷病手当金は給与に代わるものですので、基本的に1ヵ月毎に請求してください。

- 提出書類**
- ① 傷病手当金請求書 ※ 記入もれがないか確認してください
 - 障害年金等を受給されている方は
 - ② 年金証書[改定通知書](写)・年金振込通知書(写)

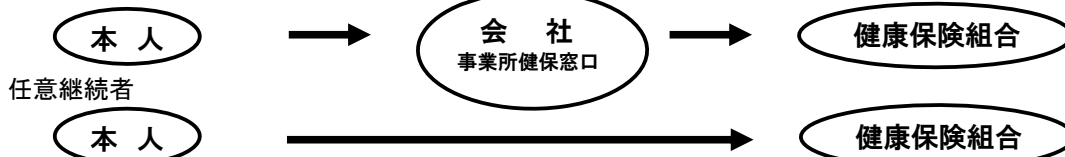
支給日・支給方法

基本的に請求書を提出された翌月～翌々月に給付いたします。(不備や審査によって遅れる場合があります)

- 三菱電機社員: 給与同封 ● 関係会社社員: 会社へお問い合わせください ● 任意継続者: 保険料を引き落としているご指定の口座

提出先

三菱電機社員・関係会社社員



傷病手当金は病気やケガを早く治して職場へ復帰することを目的としているので、会社を休んで治療の必要があるという医師等の意見を参考にして、健康保険組合が認めた場合のみ支給されるものです。また、請求書提出後、健康保険法に基づいた審査等のため支払いまでに3~4ヶ月かかる場合があります。